

仕様書

1 調査課題名

食品安全委員会が地方自治体等と連携して行う食品安全に関する情報発信・リスクコミュニケーションの強化に関する調査

2 調査の背景・必要性

食品安全委員会が行う情報発信及びリスクコミュニケーションは、食品安全に関する様々な関係者の、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進することを目標の一つとしている。

この目標に向けて、現状を把握し、より効果的な情報発信やリスクコミュニケーションの手法・内容を検討する際の基礎とするため、令和2年度には調査事業「食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査」*において一般消費者を対象とした意識調査を実施した。

当該調査では、一般消費者が食品安全に関する情報源としているもののうち、多かったのはテレビ、新聞であり、SNS、政府機関の報道発表、行政のホームページ等も続いた。

人間は同じ情報に繰り返し触れることによって、その情報が真実であるように感じられることから、この結果を踏まえると、より効率的に多くの方の科学的知見に対する理解を促進するためには、食品安全委員会が自ら報道関係者や一般消費者に向けて情報発信やリスクコミュニケーションを行うだけではなく、地域の報道関係者や、事業者、学生、地域住民等に直接アクセスすることができる地方自治体等にも情報の発信・リスクコミュニケーションに、より積極的に参加してもらい、科学的に適切な情報の流通量を増やすことが必要と考えられる。

そこで、主に地方公共団体の衛生管理部門や消費者部門等と食品安全委員会が連携して情報発信・リスクコミュニケーションを行うためのツールの開発に向けた調査を実施する。

※調査報告書 <https://www.fsc.go.jp/fsciis/survey/show/cho20210030001>

3 作業内容

本事業の実施者（以下「事業実施者」という。）は、以下の作業を行うものとする。なお、各調査の実施にあたっては、事前に、事務局担当官と調整し、了承を得ること。

(1) リスクコミュニケーション目的の明確化と効果の測定方法の検討

地方自治体等が行う情報提供、リスクコミュニケーションの目的を明確にし、この目的を達成できているかどうかを測定できる方法を検討する。

(2) 情報提供、リスクコミュニケーションのレビュー

食品安全委員会が行った情報提供やリスクコミュニケーションで用いた資料や伝達方法をレビューし、改善点等を明確にする。

(3) 諸外国のリスクコミュニケーションの現状と手法の動向調査

諸外国の政府機関がどのようにリスクコミュニケーションを行っているのか、マニュアル、ツールなどの開発の進展、コミュニケーションを行う人のトレーニング方法及び人材育成方法について、インターネット（諸外国の政府機関のウェブページ等）を用いて調査する。なお、別添1に示す機関については必ず調査すること。

また、(1) から (3) を踏まえ、情報発信・リスクコミュニケーションを行うためのツールの骨子案を作成する。

(4) 調査結果の報告等

本調査で得られた内容について、食品安全委員会委員及び事務局職員を対象とし、報告会を開催すること。

(5) 成果物の作成

報告書を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

- ① 調査報告書は、得られた内容を体系的に整理、分析を行い、図形等を用いて分かりやすいものにするよう努めること。
- ② 調査報告書の冒頭に「調査の概要」として、調査内容や成果等について、要約を作成すること。
調査報告書（製本版）は、日本産業規格 A 列 4 番（A4 サイズ）で作成すること。
- ③ 調査報告書（DVD-R 等の電子媒体）は、PDF 形式（スキャンした場合は OCR 処理済み）及び編集可能な保存形式のファイル（ワード、エクセル、パワーポイント等）で作成すること。
- ④ 成果物（案）が出来た段階で、速やかに事務局監督職員等と検討・調整を行うこと。

4．契約期間

契約締結日～令和5年3月31日

5．作業スケジュール

令和4年11～12月	地方自治体等が行う情報提供・リスクコミュニケーションの目的、効果の測定方法の検討、試行する地方自治体等の選定
令和4年11月～ 令和5年2月	食品安全委員会の発信した情報・実施したリスクコミュニケーションのレビュー 諸外国のリスコミの現状と手法の動向調査
令和5年1月～2月	自治体等へのヒアリング
3月	報告会の開催、報告書の提出

6．成果物

調査報告書（製本版） 25 部

調査報告書（DVD-R 等の電子媒体） 5 部

※ DVD-R には、収集した文献等（電子ファイル（PDF 形式等）化したもの）も収載すること

7．納品期限

すべての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

8．連絡調整

作業の実施に当たっては事前に事務局担当官と連絡を密にとることとし、作業中においても、5 に記載した作業スケジュールの段階ごとに、作業の進捗状況を報告し、協議の上で実施すること。なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務局担当官の指示に従うこと。

9．技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価落札方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行することを原則とするが、より良い事業のために必要な変更は事務局と協議し決定する。

10．その他

- (1) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (2) 本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局担当官へ通報すること。
- (3) 成果物のうち、調査報告書は、内閣府食品安全委員会が運営する食品安全総合情報システムにより一般公開するが、収集した文献等については、公開することにより、個人及び企業の知的財産権が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあるため、非公開とする。
- (4) 本契約を履行する過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権は、内閣府に帰属するものとする。
ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、内閣府と別途協議することとする。
なお、受注者は、内閣府に対し、一切著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (5) 納入成果物に第三者（又は受注者自ら）が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約（等）に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が

生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰する場合を除き、受注者の責任と負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者へ通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

(7) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※ URL : <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

1 1 . 問合せ先

本仕様書に関する照会先は以下のとおり。

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 2 2 階
内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課
電話：03-6234-1191

別添 1 情報収集にあたって参考とすべき評価機関について

以下の海外政府機関については、情報収集を必須とする。

- ・ 欧州食品安全機関：European Food Safety Authority (EFSA)
- ・ 米国食品医薬品庁：Food and Drug Administration (FDA)
- ・ 米国農務省：United States Department of Agriculture (USDA)
- ・ 米国環境保護庁：Environmental Protection Agency (EPA)
- ・ 米国疾病予防管理センター：Centers for Disease Control and Prevention (CDC)
- ・ 英国食品基準庁：Food Standard Agency (FSA)